

第32号議案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中11の項を削り、12の項を11の項とし、13の項から15の項までを1項ずつ繰り上げ、16の項を削り、17の項を15の項とし、18の項から27の項までを2項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

26 島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）による家賃、入居者駐車場の使用料その他の金銭の請求若しくは徴収又は敷金の還付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

知事以外の執行機関	事 務
1 教育委員会	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校等又は大学等に進学する能力を有しながら、経済的な理由により修学することが困難な同和関係者の子弟に対する資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの (2) 保護者が県内に住所を有する者で、学校教育法による高等学校等で勉学する意欲がありながら経済的な理由により修学することが困難なものに対する資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
2 監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による請求に関する事務であって規則で定

	めるもの
3 公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付命令又は同条第14項の規定による放置違反金等の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
4 収用委員会	土地収用法による同法第39条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）若しくは第94条第2項（同法第124条第2項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）又は第138条第1項において準用する場合を含む。）の裁決、同法第47条の3第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の明渡裁決の申立て又は同法第116条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の協議の確認に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。